

INFORMATION

エセナおおた

第16号

平成18年3月15日

発行：大田区立男女平等推進センター区民自主運営委員会

エセナ発

# 暴力ゼロをめざして パープルリボン・プロジェクト

パープルリボン・プロジェクトは、DVや虐待など個人の間にある暴力をなくすこと、暴力の被害にあっている人たちに勇気を与え、暴力の問題について知り、関心をもってもらうために、一人ひとりが行動できるキャンペーンです。

2005年のある朝、千代田区男女共同参画センター「MIW（ミュウ）」が、女性に対する暴力をなくす運動の一環として、“来館者にパープルリボンを作ってもらい、キルトをつくる活動「パープルリボン・プロジェクト」に取り組んでいる”という記事が新聞に載りました。

11月から年明けにかけて、パネル展示「女性に対する暴力ゼロをめざして」を企画していた私たちは、早速、MIWからキルトを借りうけ、展示に彩りを添えることができました。

暴力ゼロの社会を目指す掲げ、暴力に反対する“I (アイ)”メッセージを書いてもらいつながら、私たちもパープルリボンのキルトを作ることにしました。濃淡の紫を組み込んだすばらしいキルトは、蒲田のグリーンロードで行われた人権パネル展に出展し、道行く人の目を引きました。今後は、他のプロジェクトとも手をつなぎ、世界中に「暴力のない社会をめざす運動」を広げていきたいと思います。



グリーンロードの展示では、若いカップルが立ち止まって、興味深そうに、時間をかけて読んでいた姿が印象的でした。

パープルリボン・プロジェクトに関する問い合わせは  
大田区立男女平等推進センター「エセナおおた」へ  
連絡先 TEL:03(3766)4586

## パープルリボン・プロジェクトの始まり

インターナショナル・パープルリボン・プロジェクト(IPRP)はアメリカ・ニューハンプシャー州のベルリンという小さな町で、レイプや虐待のサバイバーによる集まりから始まりました。

1994年2月に、小さな地方から始まったキャンペーンは、現在40カ国以上の国とアメリカ全州にわたる国際的なネットワークに発展しています。



## パープルリボン・プロジェクトに参加するには

紫色のリボンを身につけるだけでいいのです。襟元、シャツ、スカート、ブラウス、何にでもつけてください。「暴力のない世界にしたい」という意思表示になります。友だちや知らない人からリボンのことを聞かれたら、「社会や地域、学校から暴力をなくしたいと思っている」と伝えてください。

世の中には、数え切れないほどの暴力があります。目に見える暴力だけではなく、言葉による暴力など目に見えない暴力に気づかない人がとても多く、社会に大きな影響を与えています。

# ココロを軽く、私らしく～そのまんまでいいよ～ 知つトク法律

## ～夫婦・相続・お墓・離婚・子ども～

2005年9月30日から12月2日まで10回連続で開講した「ココロを軽く私らしく～そのまんまでいいよ」の8回目は、子どもの問題や犯罪被害者支援に取り組んでいる守屋典子弁護士でした。女性の人生に大きく関係する法律に民法、特に家族法があります。家族法の中でも、夫婦・扶養・相続・お墓・離婚・子どもの問題についてまとめました。

### =結婚すると=-

今の日本には家制度はありません。現実には家制度的ながらみはありますが、憲法には婚姻は両性の合意によってのみ成立し、夫婦は同等の権利を有すると書いてあります。結婚すると、夫か妻どちらかの姓を名乗ることになり、夫婦は同居して生活し、お互いに助け合っていかなくてはいけないと定められています。

結婚して生活していくためには、生活費がかかります。この生活費を婚姻費用といい、その分担義務が夫婦にはあります。共働きの場合は、収入に従って案分し、お互いに生活費を出さなくてはいけないのが原則です。

夫婦には生活していく上で必要な日常的な家事行為についての連帯責任がお互いにあります。買い物に行って、夕飯の肉や魚、野菜を買うのは、法律的に売買契約をしたことになります。妻が支払わなければ、夫に支払義務が課せられます。

日常家の範囲以内というのは、とても大事です。夫が勝手に妻の知らないうちに何百万円も借りて、請求が来た。請求の電話は来る、押しかけてくる人もいる。業者はお金を回収できればいいので、妻にも支払義務があるかのように言います。しかし、本当に日常家事に使った借金でない場合、妻には支払義務はありません。

夫婦の財産は、基本的に独身時代に働いて貯めた貯金や親から相続した財産はその人個人の特有財産です。結婚してから買ったものは、どちらの名義で買っても共有財産になります。どちらの物かわからないものは、共有とされます。

離婚の時に解決しなければならない問題の一つに、財産分与があります。財産分与は、結婚してから二人が協力して作った財産が対象です。結婚前から持っていた財産は対象になりません。

### =家族になると=-

家族には扶養義務があります。法律上の扶養義務の範囲

には直系血族と兄弟姉妹、おじ・おば・姪・甥など三親等の親族まで含まれます。直系血族はお祖父ちゃん、お祖母ちゃん、お父さん、お母さん、自分、子ども、孫です。

家族の一人が非常に困って生活できない状態になつていると、成長した兄弟が結婚して別々に暮らして何十年経っていても、「あなたの兄弟が生活に困っているので、なんとかしてください」と、連絡が来ます。

### =相続になると=-

相続は、配偶者と子どもが優先的に相続人になります。子どもがない場合は、配偶者と親、親が死んでいる場合は、配偶者と兄弟姉妹になります。

お祖父ちゃんが亡くなると、お祖母ちゃんが半分、夫に兄弟姉妹が2人いると、残りの半分を3等分します。私生活を犠牲にして、義理の親の介護に一番貢献しても、お嫁さんは何ももらえません。同意が必要ですが、お姑さんにお嫁さんと養子縁組をしておいてもらうと、子どもの一人になり、相続人になります。あるいはお祖父ちゃん、お祖母ちゃんの元気なうちに、遺言を書いておいてもらうという方法もあります。

相続人が全くいない場合もあります。かなり高齢で結婚していない、1人っ子で親も死んでいるけれど財産をたくさん持っている人に、内縁関係の人がいたという場合もあります。籍は入れていないが、ずっと同居していた。そういう人を特別縁故者といい、「生計を共にしていた、ずっと介護をしていた」と自分から請求して、家裁が認めると、一部もしくは全部相続できます。誰もいない場合、財産はすべて国のです。

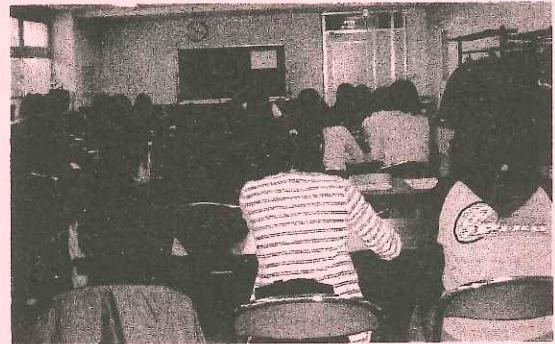
相続人が誰もない場合は、虐待を受けている子どもの保護施設、犯罪被害者の保護施設など、お金が必要な施設に寄付をすると、遺言に書いておくといいと思います。

### =お墓を継ぐ=-

お墓は相続財産ではありません。お墓を承継する人を祭祀承継者といい、遺言に誰と書いてあれば、その人がなります。書いていない時は相続人の中で話し合って決めます。決まらない場合は家裁に申し立てをします。

墓地と墳墓は一緒と思っていますが、土地は墓地の使用権を借りているだけです。墳墓の所有権はありますが、墓地の所有権はお寺や靈園にあります。

お骨を仏壇に置いておくのはかまいませんが、庭にお墓を



造ることはできません。墓地を造るときは、必ず都道府県知事の許可が要ります。許可をとればいいと思っても、許可は出ません。

海や山に撒く散骨は可能です。刑法に墳墓発掘罪、死体損壊罪があるので、骨の形が残っていては駄目で、粉々になければなりません。海に撒く時は沿岸から10キロ以上離れたところ、山の場合も、撒く土地の所有者の承諾が必要です。

「夫と一緒に墓には入りたくない」「お姑さんとは入りたくない」ということはよくあります。入る義務はありません。お墓に関して法律で決まっている部分は少なく、多くは慣習です。お墓に誰を入れるかというはお寺や靈園との契約です。基本的には祭祀承継者の承諾があれば入れます。勝手に入れると、墳墓発掘罪になるので勝手に入れることはできません。

## =離婚となると==

夫と妻で合意ができれば、理由がなくても離婚はできます。協議離婚は双方が署名・捺印して役所に届けます。合意できない場合、裁判の前に「話し合いをしなさい」というのが、法律で決まっています。調停前置といいます。

片方が「うん」と言わない、親権を争って譲らない、夫が不貞行為をした、夫が一銭も払いたくないという場合、調停の申し立てをします。調停は調停委員の男性と女性が1名ずつ立ち会って、話し合いをする場です。調停でも合意ができない時は、不成立になります。家裁の不成立調書を持って、離婚訴訟を起こします。

裁判所が離婚を認める理由は限られています。虫が好かないというのは駄目です。①配偶者に不貞があったとき ②悪意で遺棄された、捨てられた、放り出されたとき ③配偶者の生存が3年以上不明のとき ④強度の精神病にかかって回復の見込みがないとき ⑤その他婚姻を継続しがたい重大な理由があるとき、という五つの理由です。一番多い理由は不貞とDV、生活費を入れない、の三つです。

裁判には証拠が必要です。不貞行為は写真、手紙、メールを付けて出します。一番いいのは現場写真ですが、探偵事務所に頼むのは、あまりお勧めできません。費用が非常に高く、いい写真は取れません。大変ですが、懇意の人で、事情を説明できる人や相手が顔を知らない人に頼むとよいでしょう。

不貞も疑わしいだけや頻繁に職場の同僚と会っている、食事しているだけでは駄目で、「仕事の打ち合わせだった」「異性とご飯を食べてはいけないの」と反論されます。恋愛関係になっているかどうかは難しい。あとは裁判官の判断です。

自分の周りに、DVで離婚を考えている人がいたら、あざができる、目が腫れてつぶれているなど、傷の写真を撮つておくように、アドバイスしてください。証拠になります。医者の診断書も証拠になります。

調停は弁護士に頼まなくとも充分できます。費用は収入印紙代と郵送費ぐらいです。相手が弁護士をつけている時、調

停委員に自分の言い分を聞いてもらえないという場合は、調停の途中からでも弁護士をつけた方がいいです。

裁判になると、費用がかかります。裁判は本人訴訟といって弁護人をつけなくてもできますが、出さなくてはならない書面など難しいので、弁護士をつけた方がいいと思います。

## =子どもについて==

離婚で問題になるのは、子どもの親権と養育費、面接交渉権、財産分与、慰謝料です。未成年の子どもがいると、親権をどちらにするかを決めます。これまで母親が当たり前でしたが、最近は親権にこだわる父親が増えました。

母親が子どもをおいて一人で家を出て、父親が働きながら不充分でも子どもを育てている場合、親権が父親にいくこともあります。父親が殴っている、食べさせていない、お風呂に入れていない、虐待していると認定されれば別ですが、裁判所は子どもの幸せのためを考え、親を選びます。子どもを自分で育てたいと思ったら、必ず連れて出ることが大事です。

離婚すると夫婦は他人になりますが、親子関係はずっと続きます。親権者になろうがなるまいが、親は子どもが成人に達するまで扶養する義務があり、養育費を払う責任があります。

争いになって、双方が譲らない場合は、親権は父親で、監護権は母親が取り、子どもは母親と一緒に生活するというよう、親権と監護権を分けて解決する場合があります。

親権者にならなかった人が、親権変更の申し立てをすることはできます。親権者認められても、福祉の観点から親権者にふさわしくないと判断されたら、親権変更が認められる場合もあります。

親権者になったけれど、虐待が極端な場合、実父が娘を性的虐待している、子どもを父親から早く離して救わなければならぬという場合、親族か検察官は親権喪失宣告の申し立てができます。子どもは未成年なので、申し立てができません。

殺されている子、亡くなっている子の場合、近所の人が気づいていることが多い、通報さえしておいてくれれば、助けられた、命が救われた、というケースがたくさんあります。毎晩、泣き叫んでいる、叩かれている、冬に室外に出されているということがあった時は、児童相談所に電話して下さい。

普通の親でも、絶対に叩かないということはありません。手を出すこともあります。叩いたからといって虐待になるわけではなく、泣いていても虐待と認定されない場合もあります。誤報だったら迷惑かもしれません、責任を追及されることはないので、通報してほしいと思います。

☆☆☆☆☆

カリヨン子どもセンターは、その日帰る場所がない、帰ると命に危険が及ぶことがある子どもたちのシェルターです。窓口は子どもの人権110番(03-3503-0110)です。子どもの人権110番は友だち、学校、先生、家族のこと、何でも、子どもの人権に関する相談(無料)ができます。

(まとめ 田中きょうこ)

# はじめての源氏物語

## ～千年、紫式部の熱い思い～

「いずれの御時にか、女御更衣あまたさぶらひたまひけるなかに～」で始まる源氏物語…。

紫式部が記した熱き思いをひもときながら、源氏と過ごした女性に思いをはせます。



①4/17(月) 14:00~16:00	愛した人は父の妻 「藤壺の宮」
②4/24(月) 14:00~16:00	光源氏から逃げた初めての女性 「空蝉」
③5/1(月) 14:00~16:00	光源氏の最愛の女性 「紫の上」
④5/8(月) 14:00~16:00	紫式部が 源氏物語に込めた熱い思い

- ◆黒木睦子  
(源氏物語研究会「源リウ会」)
- ◆募集 35名
- ◆参加費 3,000円(全4回)
- ◆申込方法 往復はがきに
  - ①「はじめての源氏物語」
  - ②〒住所 ③氏名(ふりがな)
  - ④年齢 ⑤電話番号を明記。
- ◆申込締切 4/8(土)必着
- ◆住所 〒143-0025 大田区大森北  
4-16-4 エセナおおた

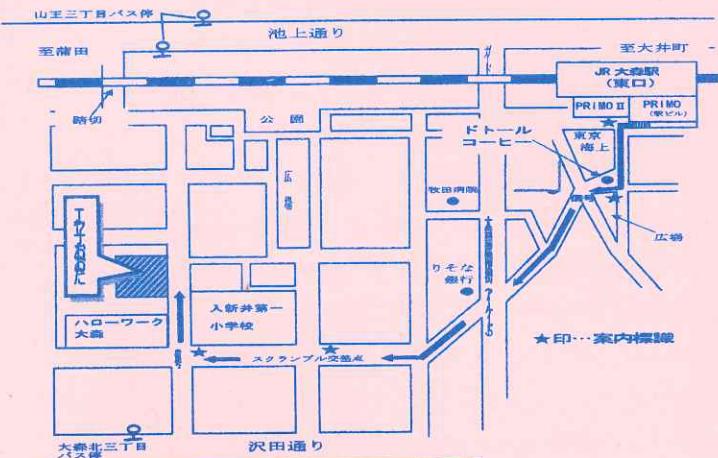
同時開催 パネル展「はじめての源氏物語」4/17~5/17 2F 談話コーナー

エセナフォーラム2006

7月1日・2日

ワークショップ・展示実施団体(個人)募集中!

「参加申込書」にご記入の上、エセナおおたまで持参、郵送、FAX、メール等でお申込みください。参加決定時に詳細をお知らせいたします。



大田区立男女平等推進センター  
エセナおおた 区民自主運営委員会

〒143-0016  
東京都大田区大森北 4-16-4

電話 03-3766-6587

03-3766-4586

FAX 03-5764-0604

e-mail esenaota@yahoo.co.jp

HP URL <http://www.escenaota.jp/>

メルマガ escenaotamail@yahoo.co.jp

